

社 報



保護メガネ持っていますか？

鴻池組さんの現場では、大工さんも解体工さんも、保護メガネの携帯が義務付けられています。現場へ行く時は、必ず携帯してください。なければ仕事ができません。

また、保護メガネは次のような作業をする時には必ず使用することになっています。

---大工さん---

釘打機使用時

コンクリート釘打時

---解体工さん---

敷棧解体時

釘仕舞作業時

ポイントは釘が飛んだり、欠けたりして目に入ることを防止するためです。

しかし、その他にも、丸ノコ使用時や上向き作業時なども、保護メガネを使用すると効果がある作業には、進んで使用してください。

中小企業事業主は労災が適用されません

今月は安全の話ばかりになってしまいました。お得意先に行っても、現場へ行っても、安全の話が多くなっています。これから先には安全管理がきちんと出来ない業者はお得意先から仕事はもらえなくなるでしょう。

さて本題の、中小企業事業主は労災の適用がされない、ことは以前にもお知らせしていますが、もう一度、自分の立場を確認してください。

労災は労働災害の略で、業務上の災害で労働者を保護するために適用されます。基本的には事業主に労災は適用されません。

事業主とは人を雇用している立場の人で例えば1人でもアルバイトでも人を雇用していると事業主となります。また、事業主の同居親族も事業主となりますので注意が必要です。現場でケガをしても労災の対象外です。

現場で職人さんと一緒に仕事をしても、事業主には労災は適用されません。それが不公平と思うなら、事業主をやめるより方法はあります。

が、現場で職人さんと一緒に働くような中小企業事業主は労働者に非常に近い面があるので、政府労災ではこのような人を対象に特別加入を認めています。また、人は雇っていないが、自分ひとりで請負を行っている者、一人親方と言いますが、一人親方も労災が適用されません。特別加入対象者となります。

特別加入の手続きは当社に申し出ていただければ、手続きを行うことは出来ますのお気軽に相談ください。

特別加入で注意しなければならないのは、自分の収入に応じた収入水準での手続きをしなければなりません。

基準日額を低くして特別加入をしても休業災害時には基準日額しか支給されず、生活できないという問題が発生します。

特別加入をしない場合には、それに相応した民間生保・損保に加入しておかねば、もし事故に逢った場合は何の補償もありません。早急に労働者という立場になることをお勧めいたします。

手持ち空中切り禁止！

下の事象事例にもあるように、丸ノコの手持ち空中切りは禁止です。

職長さんは厳しく指導をお願いします。また、丸ノコ使用時は布製手袋の使用も禁止です。

丸ノコは非常に危険な道具です。十分な注意をしないと、指が飛んだり、腕の神経を切断したりします。指・腕が無くなってから後悔しても始まりません！

送り出し教育

清水建設の現場では送り出し教育の徹底が実行されています。必ず送り出し教育を受けて現場へ入場してください。

お詫び

先月は社報を作成し忘れてしまいました。他人のことを言うのは易し、我がことを実行するのは難しい！反省・自戒！

丸ノコで手を切った！が幸いにも……。

9月17日(金)午前11:10頃
清水建設のメルシー緑ヶ丘の現場で、地中梁補助パネルの縦棧が天端から出ていたので、作業の邪魔になると電動丸ノコで切断したところ、丸ノコがキックバックして左前腕部に接触したものの。

・種類 不休災害

・負傷者 小林茂

・年齢 33歳

・経歴 7年

・所属 浦谷部-

サカイ工務店-萩原組

・傷病 左前腕部挫創

・休業 不休(0日見込み)

今回の事故は不安全行動が原因です。丸ノコはそもそも手持ち空中切をしてはいけません。その、してはいけない行為をして事故になったのですから、本人は深く反省せなければなりません。

これに関連して、丸ノコに貼り付けるシールを作成しましたので、現場に配布いたします。丸ノコの目立つ部分に貼り付けて、事故防止に努めてください。

安全成績 (H16年度)

現場災害 H16.1.1-H16.10.4
重大災害-----0
休業災害-----1
不休災害-----1
物損災害-----0
その他-----0
合計---2
交通災害 H16.1.1-H16.10.4
人身災害-----0
物損災害-----1
合計---1

安全方針：整理整頓の徹底！